

建設工事における情報共有システムの試行について

令和3年11月
茨城県企業局

建設現場における生産性の向上を推進するための取り組みの一環として、茨城県企業局が発注する建設工事において、情報共有システムを試行導入することとしました。

1 対象工事

- 企業局発注工事（営繕工事を除く）のうち、発注者の指定する工事
- ただし、受注者が希望する場合には、受発注者協議により試行対象工事とすることができる。
- 運用開始時点で公告済み・契約済みの工事についても対象工事とすることができる。

2 対象とする工事帳票

要領 別紙1（試行対象書類一覧表）を基本として、受発注者協議により決定する。

3 積算上の取扱い

情報共有システム利用に係る経費（登録料及び使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。

4 適用日

令和3年11月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事に適用。

本格導入までのロードマップ（案）

